

特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク 職員給与規程

第1章 総 則

第1条（適用範囲）

この規程は、特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク支援員就業規則（正規支援員）（以下「支援員就業規則」という。）第53条及び特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク事務局員就業規則第49条（以下「事務局員就業規則」という。）の規定に基づき、特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク（以下「法人」という。）に雇用される正規支援員及び事務局員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めるものである。

別表1-イについては正規支援員、1-ロについては正規事務局員、別表1-ハについては、非正規支援員に関する金額を表示する。

第2条（給与の種類）

職員の給与の種類は、次のとおりとする。ただし、(7)については平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期限付き手当としていたが、令和4年1月1日より手当として復活させることとする。

- (1) 基本給
- (2) 主任者手当
- (3) 通勤手当
- (4) 時間外勤務手当
- (5) 休日勤務手当
- (6) 深夜勤務手当
- (7) 延長保育勤務手当
- (8) 賞与

第3条（給与の計算期間及び支払日）

給与の計算期間は、月の1日から末日までとする。

- 2 給与の支払日は、翌月15日（支払日が休日の場合はその前日）とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、職員（第1号については、その遺族）の請求により、支払日の前であっても既往の労働に対する賃金を支払う。
 - (1) 職員が死亡したとき
 - (2) 職員が退職し、または解雇されたとき
 - (3) 前各号のほか、理事長がやむを得ない事情があると認めたとき

第4条（給与の計算方法）

遅刻、早退または欠勤により、所定労働時間の全部または一部を休業した場合は、その時間に対する給与は支給しない。ただし、この規定または就業規則に別段の定めのある場合はこの限りでない。

- 2 月の中で採用または退職した支援員の給与は、日割り計算により支払う。
- 3 前2項による日割りまたは時間割計算額の算出は、次のとおりとする。なお、年間所定勤務日数および時間数は年度当初に定めるものとする。
 - (1) 日割り計算額＝月額（基本給＋主任者手当）×12÷年間所定勤務日数
 - (2) 時間割計算額＝月額（基本給＋主任者手当）×12÷年間所定勤務時間数

第5条（給与の支払い方法）

給与は通貨で直接職員にその全額を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員の同意を得た場合は、当該職員が指定する金融機関の口座への振り込みにより給与を支給する。
- 3 以下の各号に掲げるものについては給与を支払うときに控除する。
 - (1) 源泉所得税
 - (2) 住民税（市町村民税および都道府県民税）
 - (3) 雇用保険料

- (4) 健康保険料（介護保険料を含む）
- (5) 厚生年金保険料
- (6) その他労使協定で定めるもの

第2章 基本給

第6条（基本給）

職員に対して、月額給料として支援員は別表1ーイ、事務局員は別表1ーロの給料を支給する。ただし、勤務年数が1年未満のものは、時間給を基礎として給与を支払う。

第3章 初任給等

第7条（号給の規定）

新たに職員となった者の給料は、1号給とする。

第8条（経験年数を有する者の調整）

前条の規定にかかわらず、新たに職員となった者のうち、経験年数を有する者については、別表2の経験年数換算表によって換算した年数とするが、11年を超えるものは換算しない。

第4章 手当

第9条（主任者手当）

正規職員のうち、主任職員となるものは、主任者手当を支給する。

- 2 主任者手当は、月額10,000円とする。
- 3 主任職員のうち、常設3クラブ以上の大規模クラブに勤務する者については、別途大規模手当5,000円を支給する。

第10条（通勤手当）

通勤手当は、自宅から勤務地までの距離（合理的な経路による最短距離とする）に応じて、次のとおり支給する。なお、1ヶ月の所定労働日数のうち勤務に欠ける日（有給休暇、欠勤等）が3日以上ある場合は、日割り計算により支給するものとする。

(1) 通勤距離1 ^{キロ} 未満	支給しない
(2) 1 ^{キロ} 以上2 ^{キロ} 未満	月額 2,000円
(3) 2 ^{キロ} 以上3 ^{キロ} 未満	月額 3,500円
(4) 3 ^{キロ} 以上5 ^{キロ} 未満	月額 4,000円
(5) 5 ^{キロ} 以上6 ^{キロ} 未満	月額 4,500円
(6) 6 ^{キロ} 以上7 ^{キロ} 未満	月額 5,000円
(7) 7 ^{キロ} 以上8 ^{キロ} 未満	月額 5,500円
(8) 8 ^{キロ} 以上10 ^{キロ} 未満	月額 7,000円
(9) 10 ^{キロ} 以上13 ^{キロ} 未満	月額 9,000円
(10) 13 ^{キロ} 以上15 ^{キロ} 未満	月額11,000円
(11) 15 ^{キロ} 以上18 ^{キロ} 未満	月額13,000円
(12) 18 ^{キロ} 以上20 ^{キロ} 未満	月額15,000円
(13) 20 ^{キロ} 以上25 ^{キロ} 未満	月額20,000円
(14) 25 ^{キロ} 以上	月額25,000円

第11条（時間外勤務手当、休日勤務手当および深夜勤務手当および延長保育勤務手当）

支援員就業規則第27条第2項および事務局員就業規則第24条に定める時間外勤務手当、休日勤務手当は、次の計算により支給する。また、深夜（午後10時から午前5時までの間）に勤務した場合には、次の計算により深夜勤務手当を支給する。

- (1) 正規職員に係る時間外勤務手当、休日勤務手当、深夜勤務手当

時間外勤務手当 (法定内)	$\frac{(\text{基本給} + \text{主任者手当}) \times 12 \text{ヶ月}}{1 \text{年間の所定勤務時間}} \times 1.0 \times \text{時間外勤務時間}$ ※法令で定める1ヶ月の総枠時間を超えない範囲の時間外勤務
時間外勤務手当 (法定外)	$\frac{(\text{基本給} + \text{主任者手当}) \times 12 \text{ヶ月}}{1 \text{年間の所定勤務時間}} \times 1.25 \times \text{時間外勤務時間}$
休日勤務手当 (法定内)	$\frac{(\text{基本給} + \text{主任者手当}) \times 12 \text{ヶ月}}{1 \text{年間の所定勤務時間}} \times 1.0 \times \text{休日勤務時間}$ ※法定休日以外の休日勤務
休日勤務手当 (法定外)	$\frac{(\text{基本給} + \text{主任者手当}) \times 12 \text{ヶ月}}{1 \text{年間の所定勤務時間}} \times 1.35 \times \text{休日勤務時間}$
深夜勤務手当	$\frac{(\text{基本給} + \text{主任者手当}) \times 12 \text{ヶ月}}{1 \text{年間の所定勤務時間}} \times 0.25 \times \text{深夜勤務時間}$

(2) 削除

(3) 支援員に係る延長保育勤務手当は一回につき300円とする。

第12条（賞与）

正規職員のうち算定期間中の実勤務日数が2カ月以上であり賞与支給日に在籍するものに別表3のとおり支給する。また、法人の財政状況その他やむを得ない事由がある場合には支給を行わないことがある。

- 2 算定期間は、夏季は前年12月1日から5月31日まで、冬季は6月1日から11月30日までとし、算定期間の翌月の10日に支給する。
- 3 正規職員としての勤務年数等を考慮し、下記のとおり支給する。
 - ① 夏季賞与 40,000円、冬季賞与 60,000円とする。
 - ② 加算額は、起算日を4/1として加算する。上限を年額100,000円とする。
 - ③ 役職手当として、主任職員に年額20,000円を支給する。
 - ④ 産前産後、育児、介護、傷病休暇期間は勤務年数より控除する

第5章 昇給

第13条（昇給）

職員の昇給は原則年1回4月に1号給行うものとする。なお、法人が定める月額給料の額40号給に達している者の昇給はないものとする。また、法人の財政状況その他やむを得ない事由がある場合には昇給を行わないことがある。

- 2 職員の昇給は勤務態度・勤怠状況を考慮して、人事管理委員会諮問のうえ決定するものとする。
- 3 前年度途中に採用された者または任用された者の昇給については、採用または任用された日以降の勤務月数が6以上の場合、1号給行うものとする。勤務月数が6未満の場合は、昇給はないものとする。
- 4 育児休業または介護休業を取得した者または休職した者の昇給については、基準期間の勤務月数から休業（または休職）期間を差し引いた数を12で除した数に4を乗じて得た数（1未満の端数がある時は、これを切り捨てた数）とする。

第14条（特別昇給）

勤務に直接関連する資格を取得した者については、人事管理委員会の定めるところにより特別昇給させることができるものとする。昇給の時期は資格取得の翌年4月とする。また、40号給を上回っては支給しない。

別表1-イ

支援員俸給表

号給	俸給
1	165,000
2	169,000
3	173,000
4	177,000
5	181,000
6	184,000
7	187,000
8	190,000
9	193,000
10	196,000
11	198,000
12	200,000
13	202,000
14	204,000
15	206,000
16	208,000
17	210,000
18	212,000
19	214,000
20	216,000
21	217,000
22	218,000
23	219,000
24	220,000
25	221,000
26	222,000
27	223,000
28	224,000
29	225,000
30	226,000
31	226,500
32	227,000
33	227,500
34	228,000
35	228,500
36	229,000
37	229,500
38	230,000
39	230,500
40	231,000

別表1-ロ

事務局員俸給表

号給	俸給
1	170,000
2	175,000
3	180,000
4	185,000
5	190,000
6	194,000
7	198,000
8	202,000
9	206,000
10	210,000
11	213,000
12	216,000
13	219,000
14	222,000
15	225,000
16	227,000
17	229,000
18	231,000
19	233,000
20	235,000
21	236,000
22	237,000
23	238,000
24	239,000
25	240,000
26	241,000
27	242,000
28	243,000
29	244,000
30	245,000
31	245,500
32	246,000
33	246,500
34	247,000
35	247,500
36	248,000
37	248,500
38	249,000
39	249,500
40	250,000

表 2

経験年数換算

経 歴		換算率
当法人の職員としての在職期間	正職員として職務に従事した期間	100/100以下
	非正規職員	80/100以下(部内の職員との均衡を著しく失う場合は100/100以下)
他法人等の職員としての在職期間	正職員として勤務に従事した期間	80/100以下
	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	50/100以下
小学校又は小学校に準ずる教育機関職員としての在職期間(正規支援員のみ)		80/100以下

別表 3

在籍期間	支給率
6箇月	100/100
4箇月以上6箇月未満	60/100
2箇月以上4箇月未満	30/100

附 則

- 1 この規程は、平成25年10月20日から施行し、平成25年4月1日に遡及して適用する。
- 2 特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク正規支援員給与規定は、この規程の施行をもって廃止する。ただし、この規程の施行日以前に特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク正規支援員給与規定第12条に基づく会議手当の支給要件を具備する者に対しては、同規定に基づき支給する。
- 3 この規程は、平成27年8月22日から施行し、平成27年4月1日に遡及して適用する。
- 4 この規程は、平成29年6月18日から施行し、平成29年4月1日に遡及して適用する。
- 5 この規定は、平成29年10月22日から施行し、平成29年4月1日に遡及して適用する。
- 6 この規定は、平成29年12月16日から施行する。
- 7 この規定は、平成30年6月17日から施行し、平成30年4月1日に遡及して適用する。
- 8 この規定は、平成30年12月15日から施行する。
- 9 この規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 10 この規定は、令和4年10月14日から施行する。
- 11 この規定は、令和5年4月21日から施行し、令和5年4月1日に遡及して適用する。
- 12 この規定は、令和6年4月26日から施行し、令和6年4月1日に遡及して適用する。